

## 墨田区地区会館の指定管理者の指定について

### 1 指定する施設

墨田区地区会館（向島言問会館）  
墨田区向島二丁目17番11号

### 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

### 3 指定管理者とする団体の概要

- (1) 名称  
一般財団法人墨田まちづくり公社
- (2) 所在地  
東京都墨田区京島一丁目38番11号
- (3) 代表者氏名  
理事長 山本 亨
- (4) 沿革  
昭和57年8月 法人設立
- (5) 事業の実績（自治体からの受託運営）  
ア 本区での実績  
平成18年度～ 地域集会所指定管理者

### 4 選定経過及び選定理由

#### (1) 募集について

現指定管理者による施設の管理運営状況について、主管部検討部会による評価を踏まえ、選定委員会において審議した結果、区が定める水準を充たしており、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第4号に該当するため、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することとした。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別の事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

（4）施設の統廃合若しくは機能転換又は改築、大規模修繕、移転等（次条において「施設の廃止等」という。）の予定（検討中を含む。）がある場合

#### (2) 選定経過

選定委員会において、応募事業者からの申請書類（事業計画書、財務諸表、人員配置計画書等）及び主管部検討部会における評価等に基づき、選定基準である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目について審査を行った。

#### (3) 選定理由

審査の結果、選定した事業者は、審査の合計点が良好な得点であり、墨田区地区会館の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者として適格であることから、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

## 5 業務計画の要点

### (1) 管理運営の方針

地域住民に交流と学習の場を提供し、コミュニティの形成及び発展を促進することで、地域住民の福祉の増進を図るとしている。

### (2) 主な提案

#### ア 利用者サービスの向上に関する提案

- ① 救命講習やAED講習を受講して救命技能を向上させる。
- ② 利用者の安否確認を実施して、安全安心に利用できる施設を実現する。

#### イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- ① 指定管理料（提案額）2,150,000円

#### ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- ① 苦情と回答は施設内に掲示して処理経過を明らかにする。

## 【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

### (1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	357件	392件	197件
利用者延人数	1,777人	2,973人	1,086人
利用料金収入	—	—	—
指定管理料	2,028,784円	1,763,360円	2,033,000円

※ 向島言問会館に利用料金は設定していない。平成29年度の数値は9月末現在

### (2) 管理運営状況に関する評価

#### ア 業務運営について

- ・利用者人数の増加に対応し、円滑に業務を運営している。
- ・利用者に分かりやすい受付と説明に努めている。

#### イ 運営体制・管理体制について

- ・設備等の修繕や、備品等の更新は計画的に行われている。
- ・指定業務に係る会計は独立しており、毎月の収支も正確に報告されている。

## 審 査 結 果

9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	一般財団法人 墨田まちづくり公社
<p>1 利用者サービスの向上 (35点×9人=315点)</p> <p>(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか</p> <p>(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか</p> <p>(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か</p> <p>(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか</p> <p>(5) 利用者が安全・安心に利用できる提案があり、実現が可能か</p>	214点
<p>2 効率的・効果的な施設の運営 (35点×9人=315点)</p> <p>(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか</p> <p>(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか</p> <p>(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか</p> <p>(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか</p> <p>(5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取組は効果的か</p>	213点
<p>3 事業計画の遂行能力 (30点×9人=270点)</p> <p>(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか</p> <p>(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か</p> <p>(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か</p> <p>(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか</p> <p>(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か</p>	177点
<b>合計点(100点×9人=900点)</b>	<b>604点</b>